

農地法第4・5条転用許可申請・届出に伴う必要書類

(令和8年4月作成)

一宮市農業委員会事務局 TEL 0586-28-9137

(注意事項)

①～③の数字は必要部数を表しており、①は正本に、②は正本・農業委員会控本に、③は正本・農業委員会控本・副本に、添付を示します。原本添付の場合は、正本に原本を、農業委員会控本・副本にはそのコピーを添付してください。

必 要 書 類		許可	届出	調 達 場 所 等	添 付 を 要 す る 場 合 等
1	許可申請書・届出書	3部	2部	農業委員会等 (HPにも掲載してあります)	宛名は、許可：一宮市長、 届出：一宮市農業委員長 押印・捺印・(割印)各部に必要 (押印は認印可。法人の場合は代表者印。)
2	委任状	②	①	任意様式	行政書士が代理申請を行う場合 ※委任者の自筆署名及び押印のこと
3	事前回答書	②		農業振興課農政G	農振除外からの場合(正本にコピー)
4	土地の登記事項証明書 (全部事項証明書)	②	①	法務局	最新のもの ※3ヶ月以内に発行されたのもの 原本必要 登記情報提供サービス(ネット)のプリントアウトは 不可
5	住民票・戸籍附票・住居表示証明・ 不在住・不在籍証明 等	②	①	市町村役場	最新のもの ※3ヶ月以内に発行されたのもの 原本必要 土地登記事項証明記載の住所と現住所が相違の 場合、住所がつながるように。
6	遺産分割協議書・放棄書・法定相続 情報一覧図・相続人を証する戸籍謄 本・住民票 等	②	①	任意様式	相続未登記等の場合、原本必要 (遺産分割協議書・放棄書については、本人の原 本証明又は原本確認必要)
7	親権者・成年後見人・相続財産管理 人等を証する書類	②	①	法務局等	戸籍謄本、登記事項証明書等、原本必要
8	土地改良区意見書	②		宮田用水土地改良区 木津用水土地改良区 丹羽用水土地改良区	土地改良区域内の場合(田)
9	土地改良区意見書(転用協議書等)	②		西成土地改良区 江南市土地改良区	土地改良区域内の場合(田・畑)
10	地役権同意書 転用同意書(差押がある場合 等)	②		任意様式	電力会社の送電線 官公庁・金融機関等の差押がある場合など
11	農地転用理由書	③		任意様式	申請理由、必要性等について詳細に説明のこと A4一枚程度 宛名：一宮市長、土地の表示、日付記入 ※申請者(譲受人・借人)の自筆署名及び押印(捺印)必 要
12	事業計画書	②		農業委員会の様式	1000㎡以上の場合
13	法人の登記事項証明書 (又は定款、寄付行為、団体の規約、 会議録)	②		法務局等	法人、法人格のない団体の場合等 法人登記は最新のもの ※3ヶ月以内に発行されたのもの、原本必要 登記情報提供サービス(ネット)のプリントアウトは 不可
14	法人貸借対照表・損益計算書	②		法人様式	法人の場合等
	団体収支予算書・決算書			団体様式	法人格のない団体の場合等
15	事業証明書	②		市民税課(本庁舎3F)	個人事業主の場合
16	確定申告の写し・取引先証明等	②		任意様式	個人事業主の場合
17	資金の証明	②		任意様式	残高証明、融資証明 等

必 要 書 類		許可	届出	調 達 場 所 等	添 付 を 要 す る 場 合 等
18	一体利用地の土地の登記事項証明書・既存建物の登記事項証明書等	②		法務局 等	宅地等が一体利用地の場合、既設建物がある場合等(ネット・コピー可)
19	一体利用地の同意書	②		任意様式	一体利用地の所有者が申請者と違う場合、隣地に給・排水管を通す場合等
20	建物配置図・利用計画図	③		任意様式	浄化槽・下水排水経路、建築面積、建蔽率記入申請に関連する 既設建物・既存駐車場・既存資材置場等の図面(写真)についても添付
21	公 図 (申請地及び隣接地)	③	①	法務局 資産税課(本庁舎3F)	A3 1/500又は 1/600 (申請地を赤、一体利用地を青で示し、隣接地の現況地目を記入) (ネット・コピー可)
22	案内図	③	①	都市計画課(本庁舎8F)	1/2,500 都市計画図の写し (申請地を赤、一体利用地を青で囲む)
23	地積測量図	③		任意様式	開発(建築)許可でつける場合 申請地の面積が登記簿と著しく異なる場合等
24	耕作分布図・農地台帳・農業所得の証明等	②		任意様式・農業委員会等	農家住宅・農業用施設の場合(コピー可)
25	平面・立面図	③		任意様式	建築物がある場合
26	農地復元誓約書	②	①	農業委員会の様式	一時転用の場合 ※要事前相談 工事計画書・造成計画図・縦横断面図・工事等契約書の写し 添付
27	各制度による農地の移動、転用制限申述書	②	①	農業委員会の様式	譲渡人(申請者)について記入
28	資材置場の必要面積検討表 (既存資材置場の位置図・配置図添付)	②		農業委員会の様式 又は任意様式・資料	資材置場の場合 ※必要面積算定理由・根拠について詳細に記入
29	法定外公共物等占用許可書、他法令の許認可・受付書の写し	②		道水路管理課 等 (本庁舎8F)	水路占用・道路占用、承認工事等その他他法令の許認可が必要な場合(コピー可)
30	分家要件等を証する 戸籍・住民票の写し等	②		市町村役場等	開発(建築)許可申請に添付する分家要件等を証する戸籍・住民票(コピー可)
31	(市街化区域届出) 始末書・経緯書 (現況写真を添付)		①	任意様式	事前着工・使用中の場合 ※土地の表示、日付、自筆署名及び押印(捺印)必要
32	(市街化調整区域許可申請) 始末書 (現況写真を添付)	② 要 事前 相談		任意様式	事前着工・使用中の場合 ※土地の表示、日付、自筆署名及び押印(捺印)必要 現況写真について、事前にご相談ください。
33	その他(申請地や転用目的実現の確実性の確認のため、必要に応じて添付していただくものがあります) (例) 現況の写真、太陽光発電設備に係る書類の写し、土地選定理由書、取締役会等で意思決定をした議事録の写し、車検証の写し、個人事業主・法人の決算等が赤字等の場合その理由書、建設業・運送業など許認可証の写し、受注実績一覧、交通量調査、公共事業の契約書 等				
34	・都市計画法に基づく開発(建築)許可が必要なものについては 建築指導課 へ同時申請してください。 ・(新川流域)特定都市河川浸水被害対策法に基づく許可が必要なものについては 治水課 へ同時申請してください。 ・一宮外崎土地区画整理事業の該当区域につきましては、区画整理課に事前にご相談ください。 ・その他、他法令の許認可が必要な場合は関係各機関等にて手続きを行ってください。(河川法等)				

宮田用水土地改良区 (0587)32-4151 稲沢市稲沢町北山178
 木津用水土地改良区 (0568)72-3911 小牧市中央一丁目346
 西成土地改良区 (0586)81-4141 一宮市西大海道字障子目50
 江南市土地改良区 (0587)54-1111 江南市赤童子町大堀90(江南市役所産業振興課内)
 丹羽用水土地改良区 (0587)54-1111 江南市赤童子町大堀90(江南市役所産業振興課内)

〔受付〕
 ・許可申請書 毎月8日締切り
 (8日が閉庁日の場合は、前開庁日)
 ・届出書 開庁日に随時受付